の要請を受けて、令和三年五月一日から令和四年三月三十一日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（対象区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、令和三年五月一日から令和四年三月三十一日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第三十八条の規定に基づき、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（指定住宅紛争処理機関の業務の特例に係る住宅品質確保法施行規則の規定の適用）

第四十条　法第三十三条第一項の規定により指定住宅紛争処理機関が同項に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第百十二条第一項及び第百十五条	住宅紛争処理	住宅紛争処理又は特別住宅紛争処理
第百十四条第二項	一万円	一万円（履行確保法第十九条第二号に規定する保険契約（令和四年九月三十日以前に申込みがされたものに限る。）に係る住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争のあっせん、調停及び仲裁の申請をする場合にあっては、一万四千円）
（略）	（略）	（略）

改正前

（指定住宅紛争処理機関の業務の特例に係る住宅品質確保法施行規則の規定の適用）

第四十条　法第三十三条第一項の規定により指定住宅紛争処理機関が同項に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第百十二条第一項及び第百十五条	住宅紛争処理	住宅紛争処理又は特別住宅紛争処理
（略）	（略）	（略）